

危険物施設の耐震性能に係る規定等について

【製造所】

<配管>

- 危険物の規制に関する政令 第9条第1項第21号ト
(省略) 総務省令で定める基準に適合するものとする。
- 危険物の規制に関する規則 第13条の5第1号
配管を地上に設置する場合には、配管は、地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造の支持物により支持すること。

【屋内貯蔵所】

<架台>

- 危険物の規制に関する政令 第10条第1項第11号の2
貯蔵倉庫に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令で定めるところによるものであること。
- 危険物の規制に関する規則 第16条の2の2第1項第1号及び第2号
令第10条第1項第11号の2の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。
 - ・架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。
 - ・架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。

【屋外タンク貯蔵所】

(すべての屋外タンク貯蔵所)

<配管>

- 危険物の規制に関する政令 第11条第1項第12号
屋外貯蔵タンクの配管の位置、構造及び設備は、次号及び第12号の3に定めるもののほか、第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
- 危険物の規制に関する政令 第11条第1項第12号の2
液体の危険物を移送するための屋外貯蔵タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- 危険物の規制に関する政令 第11条第1項第12号の3
液体の危険物を移送するための屋外貯蔵タンク(容量が1万キロリットル以上

のものに限る。)の配管には、当該配管との結合部分の直近に、非常の場合直ちに閉鎖することのできる弁であって総務省令で定めるものを設けること。

●危険物の規制に関する規則 第21条の6

令第11条第1項第12号の3の総務省令で定める弁は、遠隔操作によって閉鎖する機能を有するとともに、当該操作を行うための予備動力源が確保されたものとする。

(特定・準特定以外の屋外タンク貯蔵所)

<屋外貯蔵タンク>

●危険物の規制に関する政令 第11条第1項第5号

屋外貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより、地震及び風圧に耐えることができる構造とすること(以下省略)。

●危険物の規制に関する規則 第21条第1項

令第11条第1項第5号の規定による地震又は風圧に耐えることができる構造(特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンク以外のタンクに限る。)は、地震動による慣性力又は風荷重による応力が屋外貯蔵タンクの側板又は支柱の限られた点に集中しないように当該タンクを堅固な基礎及び地盤の上に固定したものとす。

●危険物の規制に関する規則 第21条第2項

前項の地震動による慣性力及び風荷重の計算方法は告示で定める。

(特定・準特定屋外タンク貯蔵所)

<屋外貯蔵タンク・側板>

●危険物の規制に関する政令 第11条第1項第4号

屋外貯蔵タンクは、…(中略)…総務省令で定めるところにより、…(中略)…造る(以下省略)。

●危険物の規制に関する規則 第20条の4第1項

特定屋外貯蔵タンクは、当該特定屋外貯蔵タンク及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、当該特定屋外貯蔵タンクに係る内圧、温度変化の影響等の主荷重及び積雪荷重、風荷重、地震の影響等の従荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものでなければならない(以下省略)。

<屋外貯蔵タンク・底板>

●危険物の規制に関する政令 第11条第1項第4号

屋外貯蔵タンクは、…(中略)…総務省令で定めるところにより、…(中略)…造る(以下省略)。

●危険物の規制に関する規則 第20条の4第2項第1号の2

特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力は、地震の影響による必要保有水平耐力以上であること。この場合において、保有水平耐力及び必要保有水平耐力の計算方法は、告示で定める（以下省略）。

<屋外貯蔵タンク・浮き屋根>

●危険物の規制に関する政令 第11条第1項第4号

屋外貯蔵タンクは、…（中略）…総務省令で定めるところにより…（中略）…造る（以下省略）。

●危険物の規制に関する規則 第20条の4第2項第3号

特定屋外貯蔵タンクのうち告示で定めるものの浮き屋根は、液面揺動により損傷を生じない構造を有するものであること（以下省略）。

【屋内タンク貯蔵所】

<配管>

●危険物の規制に関する政令 第12条第1項第11号

屋内貯蔵タンクの配管の位置、構造及び設備は、次号に定めるもののほか、第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

●危険物の規制に関する政令 第12条第1項第11号の2

液体の危険物を移送するための屋内貯蔵タンクの配管は、前条第1項第12号の2に掲げる屋外貯蔵タンクの例によるものであること。

【地下タンク貯蔵所】

<地下貯蔵タンク>

●危険物の規制に関する政令 第13条第1項第6号

地下貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより…（中略）…造る（以下省略）。

●危険物の規制に関する規則 第23条第1項及び第2項

地下貯蔵タンクは、当該地下貯蔵タンク及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、当該地下貯蔵タンクに係る内圧、土圧等の主荷重及び地震の影響等の従荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全に造らなければならない。

主荷重及び主荷重と重荷重との組合せにより地下貯蔵タンク本体に生ずる応力は告示で定めるそれぞれの許容応力以下でなければならない。

<配管>

●危険物の規制に関する政令 第13条第1項第10号

地下貯蔵タンクの配管の位置、構造及び設備は、次号に定めるもののほか、第9条第1項第21号の掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

●危険物の規制に関する政令 第13条第1項第11号

(省略)

【簡易タンク貯蔵所】

<簡易貯蔵タンク>

●危険物の規制に関する政令 第14条第4号

簡易貯蔵タンクは、容易に移動しないように地盤面、架台等に固定する(以下省略)。

【屋外貯蔵所】

<架台>

●危険物の規制に関する政令 第16条第1項第6号

屋外貯蔵所に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令で定めるところによるものであること。

●危険物の規制に関する規則 第24条の10第1項第1号及び第2号

令第16条第1項第6号の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

- ・架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な地盤面に固定すること。
- ・架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、風荷重、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。

【給油取扱所】

<地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び配管>

●危険物の規制に関する政令 第17条第1項第8号

(省略) 当該専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクの位置、構造及び設備は、次によること。

イ 専用タンク又は廃油タンク等の位置、構造及び設備は、第13条第1項…(中略)…に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。

ロ 簡易タンクの構造及び設備は、第14条第4号…(中略)…に掲げる簡易タ

ンク貯蔵所の簡易タンクの構造及び設備の例によるものであること。

【一般取扱所】

<配管>

●危険物の規制に関する政令 第19条第1項

第9条第1項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。